

# コロナ禍における施設等の開閉基準の考え方

## 1. 基準の対象について

### 1-(1) 対象施設

本市の開閉基準に関する対象施設は、市民等が利用する施設を指します。ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に該当する施設や、社会生活を維持する上で必要な施設は除きます。

#### ア 開閉基準の対象施設

No.	施設名	No.	施設名
1	本庁舎5階ラウンジ・屋上庭園, 9階展望デッキ	16	少年の森
2	市民活動推進センター	17	リサイクルプラザ藤沢環境啓発施設
3	市民活動プラザむつあい	18	片瀬東浜駐車場
4	文書館	19	各種公園
5	地域福祉プラザ・地域福祉活動センター	20	鶴沼海浜公園駐車場
6	太陽の家体育館(一般利用)	21	長久保公園都市緑化植物園みどりの相談所(管理棟)
7	生きがい福祉センター(分室含む)	22	湘南台駅地下自動車駐車場
8	老人福祉センター(一般利用)	23	自転車等駐車場
9	老人憩の家・ふれあいの家	24	ハケ岳野外体験教室(一般利用)
10	子育て支援センター		
11	つどいの広場		
12	児童館		
13	地域子どもの家		
14	青少年会館		
15	青少年自習室(本庁舎5階市民利用会議室)		

#### イ 特措法施行令第11条第1項に該当する施設

No.	施設名	No.	施設名
1	本庁舎5階市民利用会議室	16	球技場(秋葉台・引地川親水公園, 女坂スポーツ広場)
2	市民センター・公民館(貸室)	17	テニスコート(八部・西浜・湘南台・辻堂南部・遠藤公園)
3	地域市民の家	18	鶴沼海岸常設ビーチバレーコート
4	藤澤浮世絵館	19	鶴沼海浜公園スケートパーク
5	ふじさわ宿交流館	20	図書館, 市民図書室
6	市民ギャラリー(常設展示室含む)	21	藤沢公民館・労働会館等複合施設(貸室)
7	藤沢市民会館	22	江の島岩屋
8	湘南台文化センター(こども館・市民シアター)	23	江の島サムエル・コッキング苑
9	藤沢市アートスペース	24	大庭城址公園(管理事務所展示施設)
10	学校体育施設(市民利用)(体育館, グラウンド, 武道室等)	25	新林公園(古民家)
11	学校夜間照明施設(明治小学校, 御所見・長後中学校)	26	小・中学校, 特別支援学校
12	体育館(秩父宮記念体育館, 秋葉台公園)	27	保育所
13	トレーニングルーム(秩父宮記念体育館, 秋葉台・八部公園)		
14	プール(秋葉台・八部公園, 石名坂温水プール)		
15	野球場(八部・桐原・辻堂南部公園, 葛原・女坂・天神スポーツ広場)		

#### ウ 社会生活を維持する上で必要な施設

No.	施設名
1	本庁舎, 分庁舎, 出先機関, 各市民センター ※市民利用を除く
2	市民病院
3	市営住宅
4	放課後児童クラブ
5	太陽の家(体育館の一般利用を除く)

### 1-(2) 対象事業・イベント等

本市の実施可否に関する対象事業は、市が主催又は共催する全ての事業・イベント等を指します。ただし、オンライン講座など、人との接触機会が無い事業・イベント等は除きます。なお、市が後援する事業・イベント等については、市主催又は共催する事業・イベント等に準じた取扱いに応じよう、関係団体等に対し働きかけるものとします。

## 2. 施設等の開閉基準について

### 2-(1) 施設等の開閉基準表

該当する施設や事業・イベント等は、国のレベル分類や神奈川県病床確保フェーズ、及び本市における応援体制を踏まえ、次の区分に応じて藤沢市新型コロナウイルス感染症対策本部の決定により判断するものとします。

レベル分類(L)	L1 (維持すべきレベル)		L2 (警戒を強化すべきレベル)		L3 (対策を強化すべきレベル)	
	Ph1	Ph2	Ph3	Ph4	災害特別フェーズ	
フェーズ(Ph)	確保病床 1,000床 うち重症 100床	確保病床 1,300~1,700床 うち重症 130~160床	【社会への要請】 ・まん延防止等重点措置	【社会への要請】 ・緊急事態宣言	【社会への要請】 ・ワクチン検査パッケージ停止	
本市における応援体制	ステージ0 1週間当たりの新規感染者数70人以上120人未満 部内応援			ステージ1~4 1週間当たりの新規感染者数120人~750人以上 部内応援+全庁96人体制		
施設の開閉等	開館(O)		原則縮小(△)	縮小(△)又は閉館(×)	原則閉館(×)	
事業等の実施可否	実施(O)		縮小又は一部中止・延期(△)	縮小(△)又は中止・延期(×)	全て中止又は延期(×)	

※開館(O): 「最も感染拡大のリスクを高める環境の3条件(密閉・密集・密接)」が重なることがないよう徹底的なリスク回避を図るとともに、当該施設の特性を考慮し、感染症対策を講じた上で認めるもの。

※縮小(△): 時間短縮, 利用人数制限等。

※一部中止・延期(Ph3): 不特定多数が参加する事業等の中止又は延期。

※中止・延期(Ph4): Ph3の基準に加え、参加者が特定できる事業等の積極的な中止又は延期。

### 2-(2)-ア フェーズ4における各基準の考え方

フェーズ4における施設の開閉基準は、あらかじめ定めた施設別整理表に従い判断するものとします。また、フェーズ4における事業・イベント等については、フェーズ3の基準(不特定多数が参加する事業等の中止又は延期)に加え、参加者が特定できる場合であっても、積極的に中止又は延期するものとします。

#### <施設別整理表>

				(Ph4=フェーズ4)				
No.	施設名	Ph4	No.	施設名	Ph4	No.	施設名	Ph4
1	本庁舎5階ラウンジ・屋上庭園, 9階展望デッキ	△	11	つどいの広場	△	21	長久保公園都市緑化植物園みどりの相談所(管理棟)	△
2	市民活動推進センター	△	12	児童館	△	22	湘南台駅地下自動車駐車場	※
3	市民活動プラザむつあい	△	13	地域子どもの家	△	23	自転車等駐車場	※
4	文書館	△	14	青少年会館	△	24	ハケ岳野外体験教室(一般利用)	×
5	地域福祉プラザ・地域福祉活動センター	△	15	青少年自習室(本庁舎5階市民利用会議室)	△			
6	太陽の家体育館(一般利用)	×	16	少年の森	△			
7	生きがい福祉センター(分室含む)	△	17	リサイクルプラザ藤沢環境啓発施設	×			
8	老人福祉センター(一般利用)	△	18	片瀬東浜駐車場	※			
9	老人憩の家・ふれあいの家	△	19	各種公園	△			
10	子育て支援センター	△	20	鶴沼海浜公園駐車場	※			

注: 表中の※については、「2-(2)-イ 公園・駐車場等の取扱い」に記載の対応とします。

### 2-(2)-イ 公園・駐車場等の取扱い

県が災害特別フェーズに移行した場合、公園などの屋外施設については、市民のみが利用することを前提として、駐車場及び屋内施設を除き、感染防止対策を徹底することにより利用を認めるものとします。

また、駐車場については、施設に隣接する場合は、原則として施設の開閉に合わせた対応を行うものとなりますが、施設に隣接しない単独駐車場の場合は、近隣自治体や県、関係団体等の協議・調整を総合的に勘案し、原則として藤沢市新型コロナウイルス感染症対策本部において決定するものとします。

なお、駐輪場については、通勤時における公共交通機関の利用を分散する観点から、原則としてフェーズによらず、感染防止対策を徹底することにより利用を認めるものとします。

#### <例外的取扱いの施設>

(No.=施設別整理表No.)

No.	施設名	取扱いの内容
16	少年の森	災害特別フェーズ: 例外的に利用可能(駐車場・屋内施設を除く)
19	各種公園	※感染防止対策が徹底されていない場合は閉鎖
18	片瀬東浜駐車場	
20	鶴沼海浜公園駐車場	各部署における調整を踏まえ、原則として藤沢市新型コロナウイルス感染症対策本部で決定
22	湘南台駅地下自動車駐車場	
23	自転車等駐車場	原則としてフェーズによらず利用可能